

1次募集

令和4年度補正
競争力強化型機器等導入緊急対策事業
計画承認申請重要ポイント

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

R4補正事業の事業実施内容の特長

令和4年度補正は、3年度補正から主に次の3点の事業実施内容が付加または継続されています。

- ① 今まで手作業および人力で行っていた作業を機械化することにより、効率的かつ生産性向上となる機器導入への助成
※ 〔人力作業機械化証明書〕書類 要提出
被代替機器は不要
- ② 助成額の上限が 2,000万円 ⇒ **5,000万円** に大幅アップ
- ③ R3補正に引き続き、省力・省コスト化の機器の**設置工事費の1/2助成**の実施は継続します。

計画承認申請重要ポイント

R4補正機器導入事業の計画承認申請書関連の作成において、重要となる書類やチェック項目・ポイントを挙げます。

以下の項目をいま一度ご確認いただき、申請または修正してください。

なお、過去年の書類を流用して提出する申請がありますが、過去のフォーマットは一切使用せず、漁安協のホームページから最新ファイルをダウンロードしてください。

記入例を参考に作成してください。

機器導入指針

A. 船内機

(1) 被代替エンジンよりも燃料消費量5%以上削減が見込まれるエンジンの導入

【指標】4モード燃料消費率※×連続出力(kW)を比較し5%以上の燃料消費量削減が見込まれること

※4モード燃料消費率…各負荷における燃料消費率に重み係数(JIS B 8008-4試験サイクルE3に定める出力25%、50%、75%、100%時)を乗じ積算した数値

(2) 被代替エンジンより連続出力の低い出力のエンジンの導入

(ただし対象は20トン未満の漁船)

【指標】連続出力時燃料消費率 ※×連続出力(kW)の数値と比較し、5%以上燃料消費量が見込まれること

(3) 経年劣化による燃費悪化が著しいエンジンを同出力以下のエンジンに換装

(但し対象は瀬戸内海協定・適合機関を搭載した漁船)

【指標】被代替機器となるエンジンは原則10年以上使用されているエンジンとし、省エネ効果は一律5%向上と試算する

B. 船外機

(1) 被代替船外機と同等以下の出力で燃料消費量5%以上削減が見込まれる船外機の導入

【指標】連続出力時燃料消費率 ※×連続出力(kW)を比較し、5%以上の燃料消費量削減が見込まれること

C. 発電機関

(1) 被代替発電機関と同等以下の出力で燃料消費量10%以上削減が見込まれる発電機関の導入

【指標】4モード燃料消費率※×定格出力(kW)を比較し10%以上の燃料消費量削減が見込まれること

※4モード燃料消費率…各負荷における燃料消費率に重み係数(JIS B 8008-4試験サイクルD2に定める出力25%、50%、75%、100%時)を乗じ積算した数値

計画申請時に必要な書類一覧

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 本人確認書類 | 10 管理運営規程 |
| 2 事業実施計画承認申請書 | 11 管理台帳 |
| 3 事業実施者の概要と実施計画 | 12 <u>水産基本計画とのチェックリスト (新)</u> |
| 4 導入機器カタログ及び資料
(性能比較データ) | 13 広域浜プランの概要 |
| 5 入札・相見積書 (原則3社以上) | 14 広域委員会又は再生委員会 規約 |
| 6 基準適合証明書 (省力・省コスト化)
仕様性能証明書 (生産性向上) | 15 広域委員会又は再生委員会 委員名簿 |
| 7 基準適合または仕様性能証明書の添付資料 | 16 広域委員会又は再生委員会 構成員名簿 |
| 8 選定理由書 (生産性向上20%を超えるエンジンのみ) | 17 広域浜プラン又は浜プランの承認通知書 (写し) |
| 9 <u>人力作業機械化証明書※人力機械化申請のみ (新)</u> | 18 連絡先登録用紙 |
| | 19 助成金交付申請書 |

※上記2～9の書類は機器審査のため、2部提出

※2回目の申請者は
「2回目申請における誓約書及び確認書」

【別記様式第8-1号 実施計画承認申請書】

- ① <申請者押印> ⇒ 押印不要
但し、本人確認書類の貼付が必要です。

【確認書類】

個人漁業者：①運転免許証の写し ②小型船舶操縦免許証等の写し ③健康保険証の写し
法人・団体：法人代表者の印鑑証明書の写し ※代表者個人の印鑑証明ではない

- ② <発信番号> ⇒ 発信番号の記載は不要です。
(広域委員会等の管理上の記載は自由です)
- ③ <見積書等>の日付 ⇒ 令和5年2月2日(公募日)以降
- ④ <住所> ⇒ 都道府県名から記載してください。

【別記様式第8-1号 別添】

※ 機器事業の申請は、1申請者につき1機種1台のみ（イカ釣り機、LED集魚灯等は除く）
助成額の上限額（税抜）が2,000万円→5,000万円にアップ

- ① 必要事項は全て記載してください。
- ② 記入方法は、別紙記入例をご参照ください。
- ③ 令和5年度セーフティネット事業加入者
⇒すでに加入している漁業者であること。

※親子において父親が加入者で息子が申請の場合は、契約者名の記載が必要。

グループのセーフティネット番号の場合は、共同加入者である確認が必要。

- ④ 本事業の2回目の申請に関しては、耐用年数に基づく処分制限期間の終了、およびKPI実績の5年目の最終報告が終了した事業実施者に限る。
- ⑤ 導入機器の<種別> ⇒ エンジンの場合は「船内機」「船外機」「船内外機」のいずれかの名称を記載。

【別記様式第8-1号 別添】

⑥ < 2. 競争力強化型機器等導入の詳細 >

[生産性向上に資する機器] の申請の場合

「導入予定金額」=税抜本体価格 「導入予定費用額」=税込本体価格

「国庫補助額」=税抜本体価格の1/2 (千円未満切り捨て)

[省力・省コスト化に資する機器] の申請に限り、設置工事費の1/2の助成が加算。

「導入予定金額+設置工事費 (円)」=合計税抜価格 「導入予定費用額」=合計税込価格

「国庫補助額」=合計税抜本体価格の1/2 (千円未満切り捨て)

耐用年数は、漁労機器として基本5年 (以上)。

⑦ < 3. (2) 競争力強化の取組 >

「機器導入により得られる効果」の記載内容は、「省力・省コスト化」か「生産性向上」の選択によって、内容が矛盾しないようにご注意ください。

また、記載内容は抽象的ではなく、導入効果などを数値的、具体的に記載ください。

「収益向上 (KPI10%向上) の取組内容」は、機器導入効果だけではなく、浜プラン等の施策なども網羅して、どのように達成するかを記載ください。

⑧ 70歳以上の申請者は、「6.」の<機器等の取り扱い方針>に対象となる項目の該当欄に○印を記載ください。 ※申請日時点の年齢

対象機器について

導入機器の検討に当たっては、下記事項を確認してください。

1. 主要対象導入機器（例）

- ・ 船内機、船外機、船内外機で連続出力アップ
または省エネ効果10%以上
(最新リスト記載の機種は5%以上) のもの
- ・ 乾燥機 (海苔・昆布)
- ・ ホタテ貝籠洗浄機
- ・ イカ釣り機
- ・ 揚網機 (ネットローラー)
- ・ 魚群探知機
- ・ 海水冷却装置
- ・ 漁業用ソナー
- ・ 船舶用クレーン
- ・ 潮流計

※被代替機器を有する機器

**人力機械化申請の場合を除く

2. 非対象の導入機器（例）

※被代替機器を有しない機器

- ・ 船内機、船外機、船内外機で同型、同馬力または
省エネ効果10%未満
(最新リスト記載のものは5%未満のもの)
- ・ サイドスラスター等船体関連
- ・ 運搬車
- ・ レーダー
- ・ GPSプロッター
- ・ 漁網
- ・ プロペラ等付属品

※留意事項

KPI達成に向けた取組と説明に矛盾がないか、
整合性の確認。

例) 機器：生産性向上：減速航行による油費減

機器：省力・省コスト化：出力増による生産性向上

【取組の目標（KPI）】（別記様式第8-1号別添3.（3））

- ① 個人漁業者は「漁業所得」のフォームに、（決算）法人は「償却前利益」のフォームに記載。
- ② 記載入力するフォームは、必ずダウンロードしたフォームを使用。
フォームは入力をすれば自動計算のため、手計算での入力はしない。
- ③ H30補正より「漁労外事業所得」「漁労外利益」の記載欄があります。
その収入がある場合は必ず記載。漁労外事業所得のみを記載。
注）遊漁、民宿経営、農業等の漁労外事業所得が漁労所得を上回った場合、本事業への申請不可
※雑収入や年金、補填金等は備考欄に記載。
- ④ 「基準年」は、青色申告書や決算書などの税務申告書を策定基準にして、正しく数字を取組の目標（KPI）に転記。
- ⑤ 個人漁業者の漁労支出目標には、本事業による機器導入に係る減価償却費は計上不要。
（その他の減価償却費は計上してください）

【見積書】

※ 申請書の中でも重要な書類です。会計検査の指摘を受けないためにも下記内容に関し業者への指導をお願いします。

- ① 原則3社の相見積書を添付。3社には同じ依頼条件・内容での相見積。相見積りが2社の場合は、理由書の提出が必要。（※1社は基本不可）
本体価格が一番安価であった落札業者の見積書の右上に「①」の番号を記載
※3社の中で本体価格が一番安価な見積額かどうか、再度ご確認ください。
- ② 見積書の日付は、令和5年2月2日（公募日）以降であるか確認して下さい。
- ③ 宛名は、漁船名ではなく事業実施者名を正確に記載してください。
- ④ 「有効期限」は、見積時期が早いため期限切れになるケースが殆どです。
有効期限欄は期限表記しないで空欄するか「別途協議」「次回お見積りまで」などと記載ください。

【見積書】

⑤ <本体価格の表記方法> ⇒ 見積書の記載例をご参照ください。

- ・ 助成対象となる本体価格とは、「値引き金額」「下取り金額」等を差し引いた金額。必ず見積書に値引や下取金額を表記し、本体価格から差し引いた金額を記載してください。なお、下取りが無い場合でも、「下取り無し」「0円」などと表記してください。
- ・ 据付工事費に関しては、ある・ないに関わらず、必ず記載ください。工事費の金額が確定しない場合は、「別途お見積いたします」「上記本体価格には工事費等は含まれておりません」などと記載ください。
 - ※（注意）工事費が発生する場合は、概算・精算払請求書にて、納品書、請求書、領収書の写しの添付が必要です。
- ・ 付属品等の見積り記載において、付属品だけの値引きを記載しても本体価格から差し引き、助成額が下がります。付属品を値引く場合は、値引いた金額を内訳に記載してください。
- ・ 前金請求や着手金請求の場合は、見積書の備考欄に記載してください。

【管理運営規程】 【管理台帳】

【管理運営規程】

- ・「第2条」の表内は全て記載してください。
- ・「メーカー名」は正確に記載（株式会社は、(株)でもOK)
- ・「出力能力」は、正確な数値と単位を記載（エンジンは<被代替機器・代替機器燃料消費率一覧表>を参照ください）
- ・「型式」は価格が変わるため枝番、トランサムまで正確に記載
- ・「取得年月日」は予定日を記載
- ・「附則（施行期日）」は取得年月日を記載するか空欄に

【管理台帳】

- ・「機種」「メーカー」「型式」「出力能力」は必ず記載してください。
- ・所在地は、船上機器は漁港または停泊場所を記載ください。
（エンジン等の船上機器は「〇〇市〇〇漁港」などと記載）。陸上機器は設置住所を記載します。
- ・「事業費用」「助成金」「自己負担金」は、記載数字が合っているか確認ください。
- ・「取得年月日」（予定）は管理運営規程と同じ日を記載。
- ・「処分制限年月日」の記載は耐用年数マイナス1日です。

例) 耐用年数5年の場合 取得年月日：令和5年9月20日 → 処分制限年月日：令和10年9月19日

【性能証明書】 【基準適合証明書】

- ・ 「性能証明書」（生産性向上に資する機器）、「基準適合証明書」（省力・省コスト化に資する機器）を作成する際は、対応する証明書のフォームを確認してください。

※省力・省コスト化で申請のエンジンに関しては、漁安協Webに掲載されている「最新対象機器リスト」に掲載されている機種は省エネルギー効果5%以上、リストに未掲載の機種は10%以上の省エネルギー効果が必要です。
なお、エンジン以外のLED集魚灯等は一律10%以上の省エネルギー効果が必要。

- ・ エンジン以外の機器で性能を証明する場合は、申請書に記載されている性能と、その数値内容と合致するメーカーの性能表（または性能が記載されているカタログ等）の添付が必要です。

※導入機器だけでなく被代替機器も同様に性能データの添付が必要

例) 漁船用クレーン、魚群探知機など

【120%超えエンジンの選定理由書】

＜同漁業種漁船一覧表＞

- ・ 「漁業用機器等選定理由書」（別記様式第8-1号別添1）に120%を超えるエンジンを導入選定する理由を記載。
- ・ 選定理由には、導入機器の「メーカー名、型式、連続出力、アップ率」を必ず記載してください。
- ・ ＜同一漁場同漁業種漁船一覧表＞に同等総トン数以下で3隻以上（原則）のデータを記載し、連続出力がその3隻の枠内で突出していないことの証明。
※対象船はA～C船といった記載ではなく、船名を記載してください。
- ・ 同一漁場、同漁業種で対象船が無い場合、近隣漁場で対象となる漁船を確認。
無ければさらに県内など、対象となる船を探してください。
※対象船がそれ以上見つからない場合は、備考欄にその旨を記載。

【水産基本計画とのチェックリスト（新）】

「水産基本計画」（令和4年3月25日に新計画）

持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現

① 海洋環境の変化への適応も踏まえた資源管理の実施

- 水産資源管理の着実な実施
- 海洋環境の変化への対応

② 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- 漁船漁業の構造改革
- 養殖業の成長産業化
- 輸出拡大
- 人材育成
- 経営安定対策

③ 地域を支える漁村の活性化の推進

- 漁業の振興に向けた漁協の連携強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化
- 各種施策の展開

上記の基本方針に基づき、各事業実施者がそれぞれの項目で推進しているかを確認するため、チェック項目に○印記載

【人力作業→機械化の申請に関して（新）】

従来、手作業および人力で行っていた作業を機械化したいと思っても被代替機器がないために申請ができませんでした。

そこで、人力→機械化の申請に対して漁業者の操業に効率的かつ生産性向上となる機器導入のため、R4補正において助成をいたします。

申請には〔人力作業機械化証明書〕書類の提出が必要となります。

※生産性向上の申請のみ。記入例参照

〔人力作業機械化証明書〕

※所属組合長もしくは広域委員会会長の証明

- 被代替機器および導入機器との比較は不要
- 作業工程の説明
- どの作業工程での機械化をしたいか○印記載
- 機械化の理由
- 機械化する作業写真

令和5年3月15日

競争力強化型機器等導入緊急対策事業
人力作業機械化証明書

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会
代表理事 三浦 秀樹 殿

事業実施者名:	漁安協 太郎
漁協名:	大漁漁業協同組合
組合長名:	豊漁 折三郎

※所属組合長もしくは広域委員会長の証明とする。

当組合は、上記申請者：漁安協 太郎 の下記作業内容の事実を確認しましたので、ここに証明します。

導入機種名	自動ほたて耳吊機	出力能力	46枚/h
漁業種（※具体的に）	ほたて養殖		


番号	出荷までの主な作業項目	作業内容	機械が必要な 人力作業項目（○印）
1	採苗器投入	稚貝を回収するため、海に「採苗器」を投入。3~4ヶ月後に回収すると、数ミリの大きさの稚貝がたくさん付着している。	
2	1次分散（稚貝の採集）	採苗器を回収して、稚貝を採集。採集した稚貝からサイズの小さいものや変形したもの、雜物などを取り除く。作業後は育成用のカゴに入れ、海の中に戻して育てていく。	
3	稚貝のカゴ替え作業	大きくなった稚貝を再び選別し、大きめのカゴに入れ替え。	
4	耳吊り作業	稚貝を回収し、耳の部分に穴をあけて糸で繋げていく。繋げたホタテは沖合いの養殖設備まで運び、カーテン状に吊るす。	○
5	沖流し作業	半年ほど経過すると貝の表面に付着物がたくさん付くため、一度引き上げて洗浄。	
6	陸揚げ作業	耳吊りして1年半ほどで、厚みのあるホタテに成長。陸揚げし、貝の表面の付着物を丁寧にホタテにストレスを与えないように手作業でそげ落とす。	
7	出荷	キレイになったホタテを、新鮮な状態で出荷。	

自動化・機械化による機器導入を申請する人力の作業項目と理由


番号	作業項目	機械化する理由
4	耳吊り作業	ロープへ結び両端へ耳へ穴を開けた稚貝を結んで桁へ下げて手で1枚1枚穴を開けていたが、穴開けも吊るすも手早い人と遅い人の差があり、機械化することで生産量が増加し、安定的な生産体制となる。

<人力による手作業写真> ※写真は1~2点掲載必須

①



②



本事業2回目申請する場合

1. 対象の事業実施者

平成27年度補正以降、耐用年数に基づく処分制限期間の終了及び取組の目標（KPI）最終5年目の実績報告が完了した既事業実施者

2. 2回目申請における提出

【2回目の申請における誓約書及び確認書】要提出

※原則として目標（KPI）を達成した事業実施者。

目標（KPI）未達成者は、実施計画申請書の漁労所得10%以上向上に係る記述等に漁労収入の増額方策、漁労支出の削減方策などの対応方策が含まれていることを地域再生委員会が確認した上で、確認書の内容を広域水産業再生委員会が確認した事業実施者。

※目標（KPI）の設定する基準年の種類は「5中5」「5中3」のみとする。

令和4年度補正計画申請 スケジュール

令和4年度補正 1次募集	令和5年度事業
全国説明会	2月2日（木）
各県域申請希望者 一覧提出日	3月31日（金）
計画申請書 提出締切	4月10日（月）
機器審査委員会	5月下旬～6月初旬
計画承認日	6月初旬～中旬
交付決定日	6月初旬～中旬

導入した機器等を担保に供する場合の手続

本事業により導入した機器等を担保に供する場合は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等の管理運営について等に基づき、あらかじめ当協会に申請し、当協会が全件取りまとめて農林水産大臣あてに申請の上、承認を受ける必要があります。つきましては、申請書類の提出期限等について、下記のとおりです。

【財産処分(担保設定)申請時の必要提出書類】

- 1 財産処分承認申請書
- 2 交付決定通知書(写)
- 3 金銭消費貸借契約証書(案)
- 4 譲渡担保設定契約証書(案)
または抵当権設定証書(案)
- 5 借入申込書(写)
- 6 見積書(写) 当協会へ提出したもの

※留意事項

農林水産大臣の承認を受けることなく本事業により導入した機器等を担保に供した場合、法令違反に該当するおそれがあります

申請書提出期限区分	処分(担保設定)予定年月日	申請書提出期限
第1回目	令和5年8月25日(金)以降	令和5年7月31日(月)
第2回目	令和5年10月25日(水)以降	令和5年9月29日(金)
第3回目	令和5年11月27日(月)以降	令和5年10月31日(火)
第4回目	令和5年12月25日(月)以降	令和5年11月30日(木)
第5回目	令和6年2月26日(月)以降	令和6年1月31日(水)
第6回目(最終)	令和6年3月25日(月)以降	令和6年2月29日(木)



一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-4-2 藤和神田錦町ビ`6F

TEL:03-6895-0100 FAX:03-6895-0107